

大府市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

大府市教育委員会教育長 松 山 靖

大府市教育委員会規則第 1 号

大府市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する規則

大府市放課後児童健全育成事業実施規則（平成20年大府市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(対象児童) 第 3 条 放課後クラブに入所することができる児童は、市内に在住し、又は市内の小学校に就学している児童のうち、その保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を育成することができないと認められるものであって、かつ、同居の親族その他の者で昼間（<u>午前 8 時 30 分から午後 7 時まで</u>をいう。以下この項において同じ。）に当該児童の育成に当たる者がいないものとする。ただし、教育委員会が育成を必要と認めた児童については、この限りでない。 (1)～(4) 略 (入所の申込み等) 第 8 条 略	(対象児童) 第 3 条 放課後クラブに入所することができる児童は、市内に在住し、又は市内の小学校に就学している児童のうち、その保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を育成することができないと認められるものであって、かつ、同居の親族その他の者で昼間（<u>午前 9 時（第 6 条第 2 項の規定による開設時間の延長（以下「早朝育成」という。）を利用する場合にあっては、午前 8 時 30 分）から午後 6 時まで</u>をいう。以下この項において同じ。）に当該児童の育成に当たる者がいないものとする。ただし、教育委員会が育成を必要と認めた児童については、この限りでない。 (1)～(4) 略 (入所の申込み等) 第 8 条 略

改正後	改正前
2～5 略 6 <u>第6条第2項の規定による開設時間の延長（以下「早朝育成」という。）</u> による放課後クラブの利用を希望する児童の保護者は、放課後クラブ早朝育成利用申込書（第6号様式）を教育委員会に提出しなければならない。 （育成手数料の納入） 第9条 略 2 育成手数料の納期は、月別とし、<u>翌月</u>末日までに当該月分の育成手数料を納入しなければならない。ただし、早朝育成に係る育成手数料の納付月については、各期間とも利用を開始した日の属する月の育成手数料と合わせて納入しなければならない。 3 略 （協力機関） 第11条 放課後クラブの運営に当たっては、常に学校、<u>こども交流センター、こども幸齢者交流センター</u>、児童委員、入所した児童の保護者等と密接な関係を保持するものとする。	2～5 略 6 <u>早朝育成</u>による放課後クラブの利用を希望する児童の保護者は、放課後クラブ早朝育成利用申込書（第6号様式）を教育委員会に提出しなければならない。 （育成手数料の納入） 第9条 略 2 育成手数料の納期は、月別とし、<u>毎月</u>末日までに当該月分の育成手数料を納入しなければならない。ただし、早朝育成に係る育成手数料の納付月については、各期間とも利用を開始した日の属する月の育成手数料と合わせて納入しなければならない。 3 略 （協力機関） 第11条 放課後クラブの運営に当たっては、常に学校、<u>児童センター、児童老人福祉センター</u>、児童委員、入所した児童の保護者等と密接な関係を保持するものとする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

年度

年 月 日

放課後クラブ入所申込書

大府市教育委員会 殿

住 所 大府市

アパート名等 号

フリガナ

保護者氏名

下記のとおり大府市放課後クラブの入所を申し込みます。

記

入所開始希望年月日		年 月 日				
放課後クラブ名		放課後クラブ				
入所児童	氏 名		性 別	生 年 月 日	小 学 校 名	入所する年度の学年
	フリガナ		男・女		小学校	年
同居家族から見た 児童からの状況	氏 名	続柄	生 年 月 日	氏 名	続柄	生 年 月 日
緊急連絡票	連絡する 順 番	氏 名		続 柄	連 絡 先	
	①	フリガナ				
	②	フリガナ				
	③	フリガナ				

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

放 課 後 ク ラ ブ 退 所 届

大府市教育委員会 殿

保護者 住 所 大府市
フリガナ
氏 名
電話番号

下記のとおり、大府市放課後クラブを退所しますので、届け出ます。

記

フリガナ			
児童氏名		生年月日	年 月 日
放 課 後 ク ラ ブ 名	放課後クラブ	学 年	年
退所年月日	年 月 日		
退 所 理 由			

第7号様式及び第8号様式を次のように改める。

年 月 日

放課後児童健全育成事業育成手数料納入通知書

様

大府市教育委員会 図

放課後クラブへの入所における育成手数料の納入について、下記のとおり通知します。

記

児 童 氏 名			
納 入 額			
育成手数料	単 位	金 額	該 当 す る 月
	1 月	5,000 円	4 月・5 月・6 月・9 月・10 月・11 月・12 月 翌年 1 月・2 月
		6,000 円	7 月・翌年 3 月
		7,000 円	8 月
	※月の途中で入所又は退所した場合も 1 月の金額とします。ただし、 16 日以後に入所又は 15 日以前に退所した場合は、該当する月の金 額を半額とします。		
納 入 方 法	1 該当する月分の手数料を翌月 12 日に指定の口座より引き落としま す。 2 引落しができなかった場合又は特別な事情がある場合は、別に送 付する納入通知書により、該当する月の翌月末日までに納入してく ださい。		
備 考			

年 月 日

放課後児童健全育成事業早朝育成手数料納入通知書

様

大府市教育委員会 印

放課後クラブ早朝育成手数料の納入について、下記のとおり通知します。

記

児 童 氏 名		
納 入 額		
早朝育成手数料	金 額	該 当 す る 期 間
	500 円	春季期間・冬季期間
	1,500 円	夏季期間
	※期間の途中で利用を開始又は中止した場合も各期間の金額とします。	
納 入 方 法	1 利用期間の手数料を利用を開始した日の属する月の翌月12日に指定の口座より引き落とします。 2 引落しができなかった場合又は特別な事情がある場合は、別に送付する納入通知書により、利用を開始した日の属する月の翌月末日までに納入してください。	
備 考		

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、令和 7 年10月 1 日から施行する。